

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179条第 1 項の規定により、沼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

専決処分書

地方自治法第 179条第 1 項の規定により、沼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 29 日

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

沼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の沼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の沼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。